

## 18 住宅火災

【関連章第7章1】

### 事例3 「住宅用火災警報器の電池を取り外していた住宅で出火した火災」

出火時分 7月 5時ごろ  
用途等 住宅 防火造2/0 延100㎡  
被害状況 建物半焼1棟 25㎡等焼損

#### 概要

この火災は、住宅の1階リビングキッチンから出火したものです。

出火原因は、10口テーブルタップに接続されていた電源プラグの内部でトラッキング現象が発生して、周囲の可燃物に着火し出火したものです。

居住者は、2階で就寝中に用を足すため起きたところ、薄く煙が立ち込めていたため、1階に降りるとリビングから煙が出ているのを発見しました。

発見者は、通報をするため2階へ携帯電話を探しに戻ったが発見できず、自宅近くのコンビニエンスストアに駆け込み、店員から電話を借りて119番通報しました。

初期消火は、行われていません。

#### 教訓等

この火災は、住宅から出火した火災で、電気設備機器の維持管理不適により出火しています。

火元の住宅には、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）が設置されていましたが、以前に警報音が鳴りやまず、居住者によりすべての住警器の電池が取り外されていました。

住警器は火災を早期発見できるとともに警報音が周囲にも火災発生を知らせることができず。被害を最小限にするために条例の設置期限に基づき、適切な箇所に取付け、維持管理に努めることが重要です。

また、設置から10年が過ぎている住警器は、電子部品の劣化等による故障や電池切れにより、火災を感知できなくなる可能性があります。設置時期を確認し本体を交換しましょう。



写真 18-5 1階リビングキッチンの焼損状況 写真 18-6 電池を取り外した住警器の状況